

「私的録音補償金」の分配手続きについて

一般社団法人 日本音楽著作権協会

1. 私的録音補償金制度

1 制度について

この制度は、従来自由かつ無償であった私的な録音について、権利者の被る経済的不利益を補償するため、政令で指定されたデジタル方式の機器・記録媒体を用いて行う場合には、録音自体は自由としつつ、権利者（作曲家や作詞家などの著作権者、歌手や演奏家、俳優などの実演家、レコード製作者）にたいして補償金を支払うこととするもので、平成5年6月1日から実施されています。

私的録音補償金は、著作権法により、その徴収を個々の権利者が行うことは認められておらず、一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会（以下 s a r a h という）のみが行うこととされています。

s a r a hは、徴収した補償金の権利者への分配を、著作権者・実演家・レコード製作者の各区分に応じ関係団体に分配を委ねています。

一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会（略称：s a r a h）

〒105-0021 港区東新橋2-2-10 村松・共栄火災ビル5階
03-6453-0066

2 日本音楽著作権協会（以下、J A S R A Cという）の役割

J A S R A Cは、s a r a hから著作権者の区分を代表する団体として私的録音補償金を受領し、（著作権者のうち“音楽”の分野についてはJ A S R A Cが、“言語”の分野については、J A S R A Cが協同組合 日本脚本家連盟に委任して）分配業務を行っております。

J A S R A Cが行っている著作権の管理業務は、J A S R A Cと「管理委託契約」を結んだ委託者に限られますが、私的録音補償金の分配に限っては、J A S R A Cの委託者のみならず、J A S R A Cに管理を委託されていない方についても分配を行うこととされています。

3 私的録音補償金（音楽）の分配

私的録音補償金の分配は、s a r a hおよびJ A S R A Cの「私的録音補償金分配規程」に基づいて行います。

イ 私的録音補償金の分配対象となるもの

- ① NHKラジオ放送および民放ラジオ（地上波）放送で使用されたもの
- ② 商業用レコードに使用されているもの
- ③ 貸レコードで使用されたもの

ロ 分配方法

① J A S R A C委託者

J A S R A C委託者宛での補償金の分配にあたっては、既に委託契約に基づき委託者宛てに分配を行った際に保有している分配資料によって行います。

② J A S R A Cに管理を委託されていない方

J A S R A Cに管理を委託されていない方については、J A S R A Cに資料がありません。従って、管理を委託されていない方から（管理委託範囲から一部支分権を除外した委託者については除外した支分権の）分配請求を受けてから対応することになります。

2. JASRACに管理を委託されていない方への分配

JASRACに管理を委託されていない方への分配は、JASRACに資料がありませんので、管理を委託されていない方からの分配請求を受けてから対応することになります。

具体的な手続き方法は以下のとおりです。

1 分配請求

分配請求は、所定の「私的録音補償金・分配請求書」に使用実績の詳細を記載し、下記①～③に相当する証憑書類を添付して提出いただくことになります。

(管理委託範囲から一部支分権を除外した委託者については①のみ)

① 使用事実の証明

作品名および作詞・作曲者名、定価の表示されている録音物（CD等）のジャケット、複製枚数を証明できるもの、放送局の使用証明書等、使用事実が証明できるもの。

② 著作権者であることの証明

作品名および作詞・作曲者名、定価の表示されている録音物、出版物等の契約書、放送使用許諾書、あるいは、これら使用の支払計算書

権利の移転を受けた著作権者の場合は、併せて、権利の移転を証する資料等、著作権者であることが証明できるもの。

③ 請求者本人であることの証明

運転免許証、パスポート等、請求者本人であることが証明できるもの、

筆名による公表の場合は、筆名が表記された契約書、支払計算書あるいは筆名による受取郵便物等、筆名と請求者本人とが確認できるもの。

2 分配にあたって

JASRACでは、これら書類に基づき、その内容を確認した上で分配計算を行い、分配計算の結果は、請求者宛てに「私的録音補償金・計算結果通知書」によりお知らせいたします。

送金額がある場合には、振込先を指定していただく「私的録音補償金・振込先通知書」を郵送します。

「私的録音補償金・振込先通知書」にご記入にうえJASRAC宛てにお送りいただければ、JASRACでは受取り次第、指定の振込先に振込を行い、同時に「私的録音補償金・支払計算明細書」を発送いたします。

3 管理手数料

分配にあたっては、JASRACの管理手数料を控除させていただきます。管理手数料は、1分配請求あたり、分配額の10%の額と定めています。

4 所得税

分配に当たっては、所得税を控除させていただきます。

これに伴い、年度末の所得税の申告時期にあわせ、支払調書をお送りします。

*管理手数料・所得税を控除した結果、送金できる金額に至らないことがあります。

そのような場合は、「私的録音補償金・計算結果通知書」によりその旨を御連絡いたします。

請求申請日 年 月 日

私的録音補償金・分配請求書

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

請求者

住 所 〒 _____

電話番号 (_____) _____

氏 名 _____ 印

私の作品が下記のとおり使用されているので、下記の資料を添えて、私的録音補償金の分配を請求します。

記

作 品 題 名	
作 詞 者 / 作 曲 者 名	

作品の使用実績

商 レ コ ー ド 業 用	レコード会社名		
	レコード番号		作品収録時間 分 秒
	レコード発売日	年 月 日	年度内製造数 枚/本
ラ ジ オ 放 送	放送局名		
	番組名		
	放送日	年 月 日	
	番組放送時間	午前/午後 時 分 ~ 時 分	
	作品使用時間	分 秒	
その他	具体的に		

添付資料

①上記使用事実を証するもの：

②著作権者であることを証するもの：

権利の移転を受けた著作権者の場合は、上記②と併せ権利移転を証するもの：

③請求者本人であることを証するもの：